

令和5年10月23日(月)  
指定地域密着型サービス事業者対象集団指導

# 実地指導における主な指摘事項について

---

松本市 健康福祉部 福祉政策課 福祉監査担当

丸山 潤

# 実地指導とは

(※ 介護保険法第23条)

---

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

## 質の確保

人員、運営、設備の基準を満たしているかを確認

## 保険給付の適正化

介護報酬の請求等に関する事項が守られているかを確認

# 実地指導の方法

---

- ・市の職員が、事業所・施設を訪問し、記録等の書類や管理者及び管理者が同席を認める方へのヒアリングによって普段の運営の状況を確認します。

- ・3年に1回のペースで行う予定です。

- ※ ただし、基準等の違反が確認された場合は、翌年も確認のため行うこともあります。

# 自己点検表について

・福祉政策課では、実地指導の事前提出資料として、自己点検表(指定基準編、費用編)を作成し、提出することを求めている。

自己点検表のねらい  基準等について、事業者側に自主的に点検を促し、法令やルールについての理解を深めてもらう。

## 【運営基準編】

## 【費用編】

介護サービス事業者自己点検表  
(兼事前提出資料)

地域密着型通所介護  
及び  
介護予防通所介護相当サービス(第一号通所事業)

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail	
法人の名称	
法人の代表者名	
管理者名	
主な記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

項目	自己点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類
<b>第1 一般原則</b>				
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい/いいえ	条例第3条第1項 平10厚令34 第3条第1項	
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者(地域密着型介護予防サービス事業者)又は居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい/いいえ	条例第3条第2項 平10厚令34 第3条第2項	

## 609 地域密着型通所介護費

点検項目	点検事項	点検結果
定員超過減算	<指定地域密着型通所介護> 介護保険法施行規則第131条の3の2の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合	<input type="checkbox"/> 該当
	<指定療養通所介護> 指定地域密着型サービス基準第40条の3に定められている利用定員を超える場合	<input type="checkbox"/> 該当

# 監査とは

(※ 地域密着型サービスの場合：介護保険法第78条の7)

---

事業所及び施設において、著しい指定基準違反や報酬の請求について不正が認められる場合又は疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として実施するもの

※ 監査を行う場合の判断材料となるもの

- ・実地指導時に違反や不正が確認された場合
- ・通報、苦情、相談等に基づく情報

# 令和4年度の実地指導結果

事業所区分	事業所数 (対象)	実施数	改善報告を求めた事業所数	口頭及び文書指導数
(1) 居宅サービス ※介護予防含む	373	123	10	122
(2) 地域密着型サービス ※介護予防含む	125	43	5	58
(3) 居宅介護支援	80	22	8	29
(4) 施設サービス	21	9	2	14
計	599	197	25	223

# 運営に関すること①

---

## 【指摘事項】

重要事項説明書に、第三者評価の実施の有無が記載されていない。

※ 地域密着型特定施設入居者生活介護を除く

Point  **実施していない場合も「無」と記載をする。「有」の場合は実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況を記載する。**

## 運営に関すること②

---

### 【指摘事項】

運営推進会議を実施していない、又は、議事録が残されていない。

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護では「介護・医療連携推進会議」という。

Point  各サービス種別ごとに必要な頻度で会議を実施し、議事録を作成し、公表する。(令和5年5月から対面開催・WEB開催のみ可。書面開催は原則不可。)

# 運営に関すること③

## 【指摘事項】

やむを得ず身体拘束を実施した場合のその態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。

※ 例外的に身体的拘束等を行う場合の要件の規定があるサービス

- 小規模多機能型居宅介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

Point  身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会で、三原則に該当するか等必要性を十分に検討し、実施する場合は拘束の発生ごとにその態様、身体拘束を行った時間、心身の状況及びやむを得ない理由を記録する。

# 運営に関すること④

---

## 【指摘事項】

利用料の他に支払いを受けるものについて、重要事項説明書中、本来請求することができない費用(通院や買い物代行等)が含まれている。

Point  給付対象サービスと明確に区分されるサービスについては、**給付対象外であることを説明して同意を受け、運営規程を分けて作成し、事業の会計を分ける。**

# 運営に関すること⑤

---

## 【指摘事項】

避難訓練を定期的に実施していない。又は実施しているが記録を保管していない。

Point  定期的に行き開催し、実施記録を作成し、保管する。

※ 対象の通所系、入所系サービスは消防法施行規則第3条第10項により、年に2回以上実施することとされている。

## 運営に関すること⑥

---

### 【指摘事項】

苦情処理のためのマニュアルが整備されていない。

Point  苦情処理のための**内部的な流れがわかるものを作成**し、マニュアルとして定める。

※ 流れがわかる実用的なものが整備されていれば、ひとまず可。  
加えて、細かな対応方法や、接遇等まで記載しているマニュアルがあれば尚よい。

# プランに関すること

---

## 【指摘事項】

事業所としてのアセスメントの記録が初回契約時実施分しかない。

Point  モニタリング時に**継続的アセスメント**を実施し、利用者の状態像の変化について記録上明確にする。

# 報酬に関すること

---

## 【指摘事項】

地域密着型通所介護

## 【個別機能訓練加算】

- ① アセスメント及びモニタリング時に居宅を訪問したかどうか  
が記録上不明瞭。
- ② 訓練の目標の設定が、居宅における生活行為や地域にお  
ける社会的関係の維持に関する行為等、具体的な生活上の行  
為の達成を含めた目標になっていない。

## 【連絡事項】業務管理体制の一般検査について

---

・今後、松本市に業務管理体制の届出(義務付け)を行っている事業者を対象に、「業務管理体制の一般検査」の実施を検討している。(※ 実施方法及び開始時期等は未定)

・松本市ホームページに業務管理体制の自己点検表を掲載済み。

自己点検表は松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について】に掲載しておりますので、検査で確認する内容の参考としてください。

# 最後に

---

引続き、適切な事業所・施設運営をよろしくお願いします。